

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和7年7月8日(2025.7.8)

【国際公開番号】WO2024/176662

【出願番号】特願2025-502168(P2025-502168)

【国際特許分類】

C 0 9 D 1 1 / 3 0 (2 0 1 4 . 0 1)

C 0 9 D 1 1 / 4 0 (2 0 1 4 . 0 1)

B 4 1 J 2 / 0 1 (2 0 0 6 . 0 1)

B 4 1 M 5 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

D 0 6 P 5 / 2 6 (2 0 0 6 . 0 1)

D 0 6 P 5 / 3 0 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

C 0 9 D 1 1 / 3 0

C 0 9 D 1 1 / 4 0

B 4 1 J 2 / 0 1 1 0 1

B 4 1 J 2 / 0 1 5 0 1

B 4 1 J 2 / 0 1 1 2 5

B 4 1 M 5 / 0 0 1 0 0

B 4 1 M 5 / 0 0 1 1 4

B 4 1 M 5 / 0 0 1 2 0

D 0 6 P 5 / 2 6

D 0 6 P 5 / 3 0

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月30日(2025.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

布帛への転写印刷に用いられるインクジェット用接着剤インクであって、
前記接着剤インクは、樹脂と水溶性有機溶剤と水とを含み、
前記樹脂は、アクリル系樹脂を含み、ガラス転移温度が30以下であり、重量平均分子量が10,000~700,000である接着剤インク。

【請求項2】

前記樹脂が、エマルション粒子として前記接着剤インクに含まれている、請求項1に記載の接着剤インク。

40

【請求項3】

前記布帛が、綿、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ナイロン繊維、又はこれらの混合物から形成されるものである、請求項1に記載の接着剤インク。

【請求項4】

前記樹脂の重量平均分子量が、30,000以上である、請求項1に記載の接着剤インク

【請求項5】

前記アクリル系樹脂が、酸基含有モノマー由来の構造単位を含む、請求項1に記載の接着剤インク。

50

【請求項 6】

前記酸基含有モノマー由来の構造単位の含有量が、前記アクリル系樹脂を構成する全モノマー由来の構造単位の合計 100 質量% に対して、0.1 ~ 5 質量% である、請求項 5 に記載の接着剤インク。

【請求項 7】

前記アクリル系樹脂の含有量が、接着剤インクに含まれる樹脂 100 質量% 中、65 質量% 以上である、請求項 1 に記載の接着剤インク。

【請求項 8】

請求項 1 に記載の接着剤インクと、
顔料及び樹脂を含有する着色インクとを含む、インクセット。

10

【請求項 9】

前記着色インクに含まれる樹脂が、アクリル系樹脂を含む、請求項 8 に記載のインクセット。

【請求項 10】

転写基材に、請求項 1 に記載の接着剤インクが、顔料及び樹脂を含有する着色インクから形成される着色インク層を介して又は介さずに印刷されている転写媒体。

【請求項 11】

前記転写基材が、プラスチックフィルム又は紙である、請求項 10 に記載の転写媒体。

【請求項 12】

前記転写媒体が、前記転写基材の接着剤インクが印刷される面に、インク受容層をさらに有する、請求項 10 に記載の転写媒体。

20

【請求項 13】

請求項 1 に記載の接着剤インクを用いて転写印刷された捺染物。

【請求項 14】

転写基材上に、又は転写基材に積層された着色インク層上に、インクジェットで接着剤インクを印刷する工程 3 ; 及び、

前記接着剤インクを乾燥する工程 4 ; を含み、

工程 3 で用いられる接着剤インクが、樹脂と水溶性有機溶剤と水とを含み、前記樹脂が、アクリル系樹脂を含み、ガラス転移温度が 30 以下であり、重量平均分子量が 10,000 ~ 700,000 である、

30

布帛への転写印刷用の転写媒体の製造方法。

【請求項 15】

前記工程 3 が、転写基材に積層された着色インク層上に、インクジェットで接着剤インクを印刷する工程であって、

前記着色インク層が、転写基材上にインクジェットで着色インクを印刷する工程 1、及び、前記着色インクを乾燥する工程 2 により形成される、請求項 14 に記載の製造方法。

【請求項 16】

前記工程 2 が、着色インクの固形分を除いた成分 100 質量% のうち、20 ~ 80 質量% を蒸発させる工程である、請求項 15 に記載の製造方法。

【請求項 17】

前記接着剤インクの厚みが、乾燥工程 4 の後で 0.5 ~ 200 μm である、請求項 14 に記載の製造方法。

40

【請求項 18】

請求項 14 に記載の製造方法により得られた転写媒体を、布帛に転写印刷する工程を含む捺染物の製造方法。

【請求項 19】

前記転写印刷工程が、転写媒体において接着剤インクが印刷されている面を布帛と対向させた状態で密着させる密着工程と、前記布帛から転写基材を剥がす工程とを有し、

前記密着工程における密着時間が 30 秒以下である、請求項 18 に記載の製造方法。

50